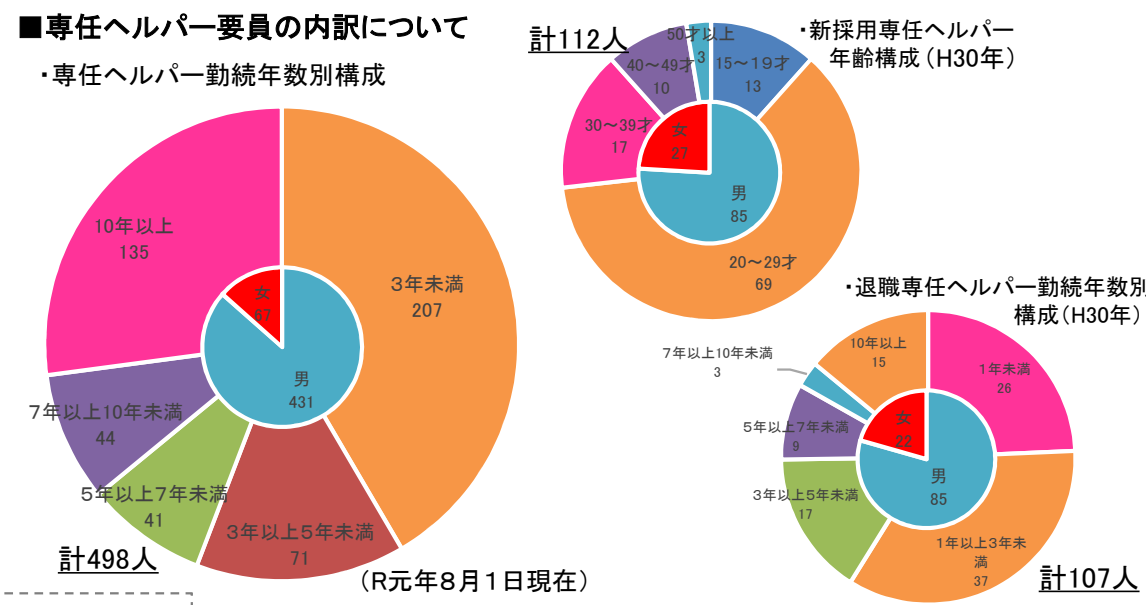
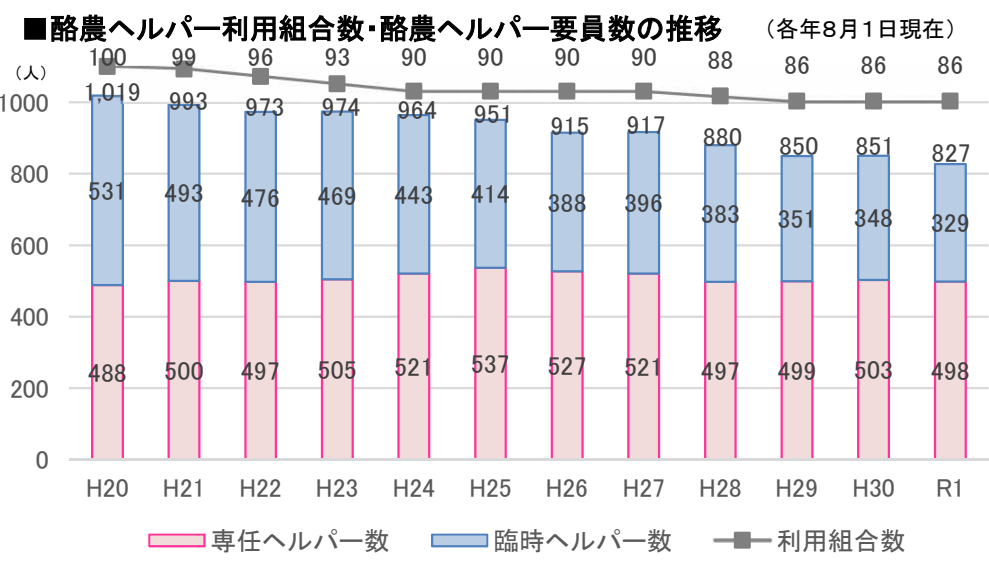


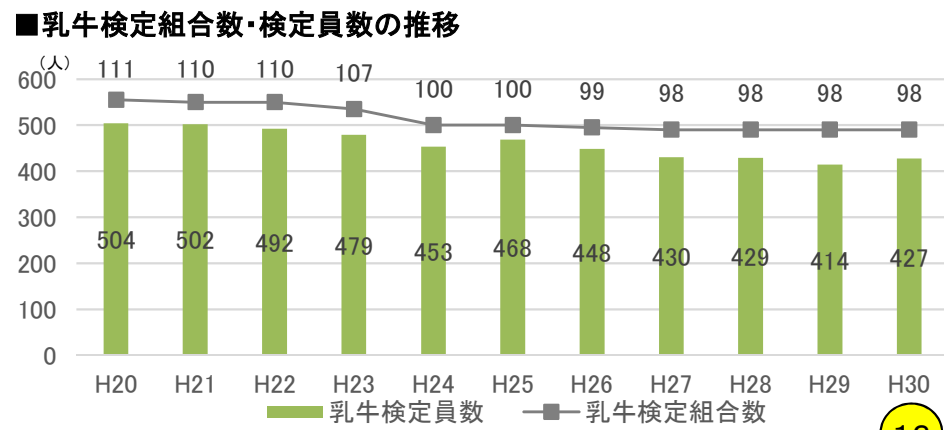
11 酪農ヘルパー・乳牛検定について

- 酪農ヘルパー利用組合の数は、組織合併により微減となっている。
 - 酪農ヘルパー要員数は減少傾向で、その内訳は専任ヘルパーが横ばい、臨時ヘルパーが減少している。
 - 平成30年度、10～20代を中心に112名の専任ヘルパーが新採用された一方で、107名が退職(勤続3年未満が多い)。
- また、経験年数が5年未満の専任ヘルパーが過半を占める。
- 酪農家の利用組合参加率、利用農家一戸あたり利用日数ともに増加しており、酪農ヘルパーへのニーズが高まるとともに、ヘルパー1人あたりの出役日数が増加しており、ヘルパーへの負担が増えている。
 - 乳牛検定組合数は組織合併により減少し、検定員数は減少傾向となっている。



酪農ヘルパー利用状況の変化

区分	乳用牛飼養戸数 A	利用組合の活動範囲内戸数 B	利用組合参加戸数 C	利用組合カバー率 B/A	利用組合参加率 C/B	利用農家一戸あたり利用日数	ヘルパー要員一人あたり出役日数
H20年	7,720	7,363	6,510	95.4%	88.4%	16.54	93.79
H25年	7,080	6,387	5,782	90.2%	90.5%	20.86	109.89
H30年	6,140	5,606	5,117	91.3%	91.3%	23.16	112.93

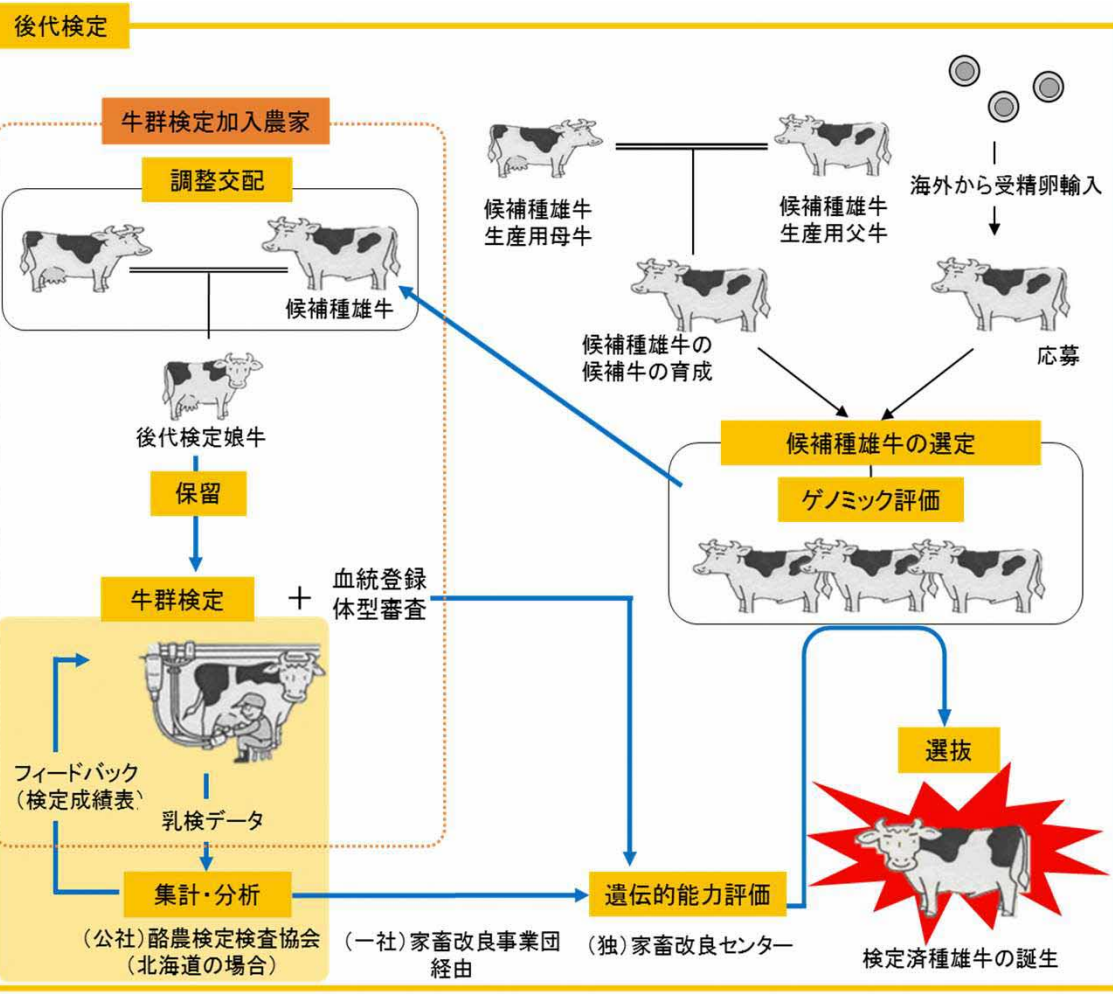


Aの飼養戸数:各年2月1日現在(農水省「畜産統計」) BCの戸数は各年8月1日現在 利用日数・出役日数は4～3月集計

12 乳用牛の改良

- 本道酪農の生産性向上を図るためには、牛群検定及び後代検定による乳牛の遺伝的改良は不可欠。
- 牛群検定事業の検定農家普及率は、70.6%。検定牛普及率は、74.6%。
- 経産牛1頭当たりの乳量は、牛群検定加入農家では9,734kgと北海道平均(8,854kg)を上回って推移。

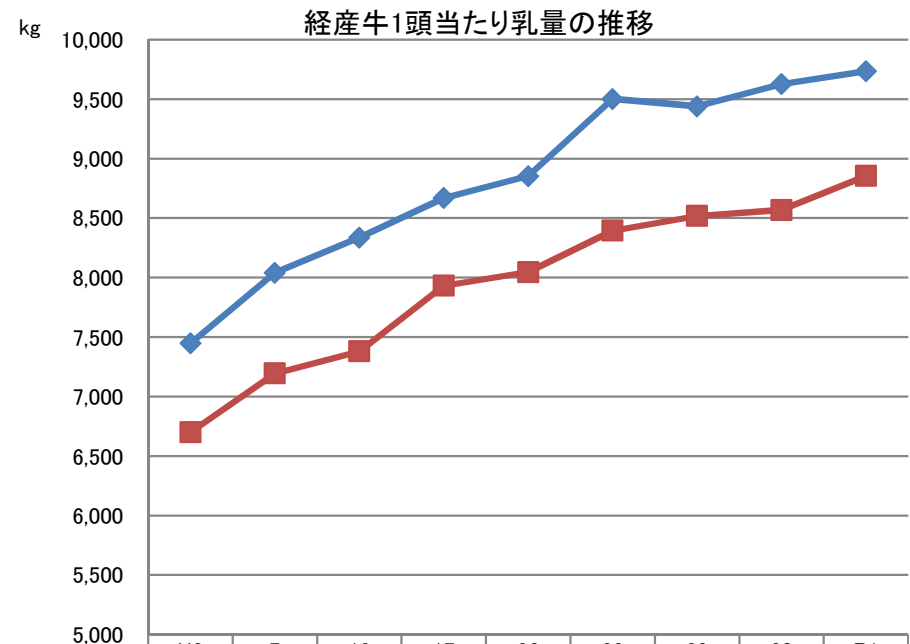
乳用牛改良(牛群検定・後代検定)体制



■ 乳用牛群検定事業の実施状況

検定組合数(組合)	加入戸数(戸)	加入頭数(頭)
98	3,989 (70.6%)	346,702 (74.6%)

資料：(公社)北海道酪農検定検査協会調べ(R元年度末現在)
注：()は、成畜(雌牛)飼養戸数及び経産牛頭数に対する普及率



kg	H2	7	12	17	22	28	29	30	R1
乳検農家平均(暦年)	7,447	8,040	8,336	8,669	8,853	9,502	9,439	9,626	9,734
北海道平均(年度)	6,700	7,195	7,380	7,931	8,046	8,394	8,518	8,568	8,854

資料：乳検農家乳量は(公社)北海道酪農検定検査協会年間検定成績、北海道平均は農林水産省「畜産統計」・「牛乳乳製品統計」より推計

13 酪農の担い手の育成・確保

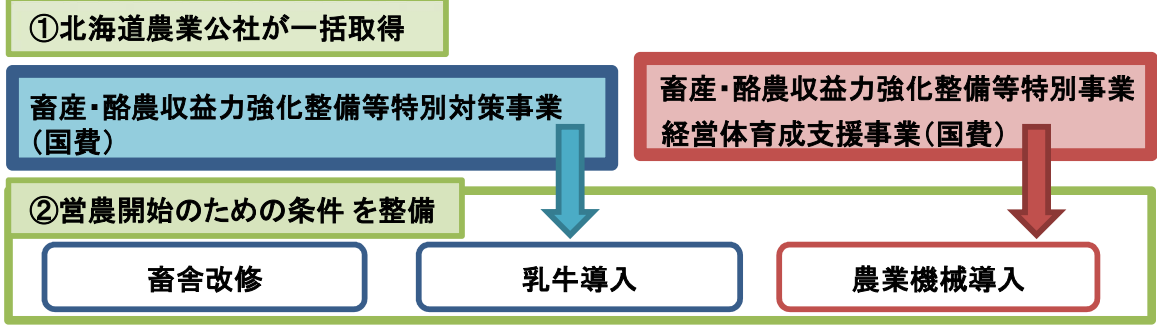
- 令和2年2月1日の生乳出荷戸数は5,311戸。近年、約200戸/年の酪農家が生乳出荷を停止する一方、新規参入者は約20戸と1割程度に止まる。また、農家子弟を含む就農者全体では100名/年程度で推移。
 なお、昭和45年から平成30年までの、酪農への新規参入は718戸で、うち400戸(55.7%)が農場リース事業(※)を活用。
 ※平成27年からは、畜産クラスター事業を活用。
- この一年では新たに23戸が生乳出荷を開始しているが、193戸が生乳出荷を中止し、(協業法人化による減少分を含め)差し引き170戸が減少、減少率は3.10%となっている。
- 酪農生産基盤の維持・強化には、既存制度の活用にとどまらず、多様な経営継承の取組が必要。
 (例: 浜中町や別海町では、研修から新規就農までを支援する研修牧場を、また、宗谷・十勝・釧路・根室管内などの酪農地帯では、研修機能を持つ大型協業法人が設置。)

■生乳出荷戸数の推移

区分	H7	12	17	22	30	R1	R2
出荷戸数	10,853	9,279	8,123	7,149	5,628	5,481	5,311
出荷停止戸数①	394	320	234	195	169	168	193
新規出荷戸数②	20	29	20	20	22	21	23
減少戸数(①-②)	374	291	214	175	147	147	170
減少率(%)	3.45	3.14	2.63	2.45	2.55	2.61	3.10

資料: 北海道農政部調べ
 (出荷戸数は各年2月1日現在、その他は前年2月~当年1月の移動数)

■農場リース事業の仕組み



農地売買支援事業 農用地取得に係る借入金利子助成(国費事業)



■酪農における新規就農者数の推移

区分	H7	12	17	22	29	30	R1	S45年~計
新規就農	141	170	182	190	86	117	81	—
新規学卒	122	108	107	91	30	54	26	—
Uターン	9	41	61	80	34	42	30	—
新規参入	10	21	14	19	22	21	25	718
うち農場リース	7	14	11	7	4	9	11	400

資料: 北海道農政部調べ(各集計は各年1月~12月までの実績)



・農地代金
 ・施設等代金(5年間の減価償却費相当額を減額)

14 畜産クラスター事業の実施状況

- 農林水産省は、平成27年度から地域の収益力・生産基盤の強化を目的とした畜産クラスター事業を開始。
- 北海道内では、これまでに109の畜産クラスター協議会が設立され、施設整備や機械導入等の取組が進展。
- これまでの実績は、施設整備301件、機械導入11,835件で、総事業費は2,000億円以上と全国一。
- これらの取り組みなどにより、生乳生産量及び乳用牛飼養頭数は増加傾向(P3参照)。

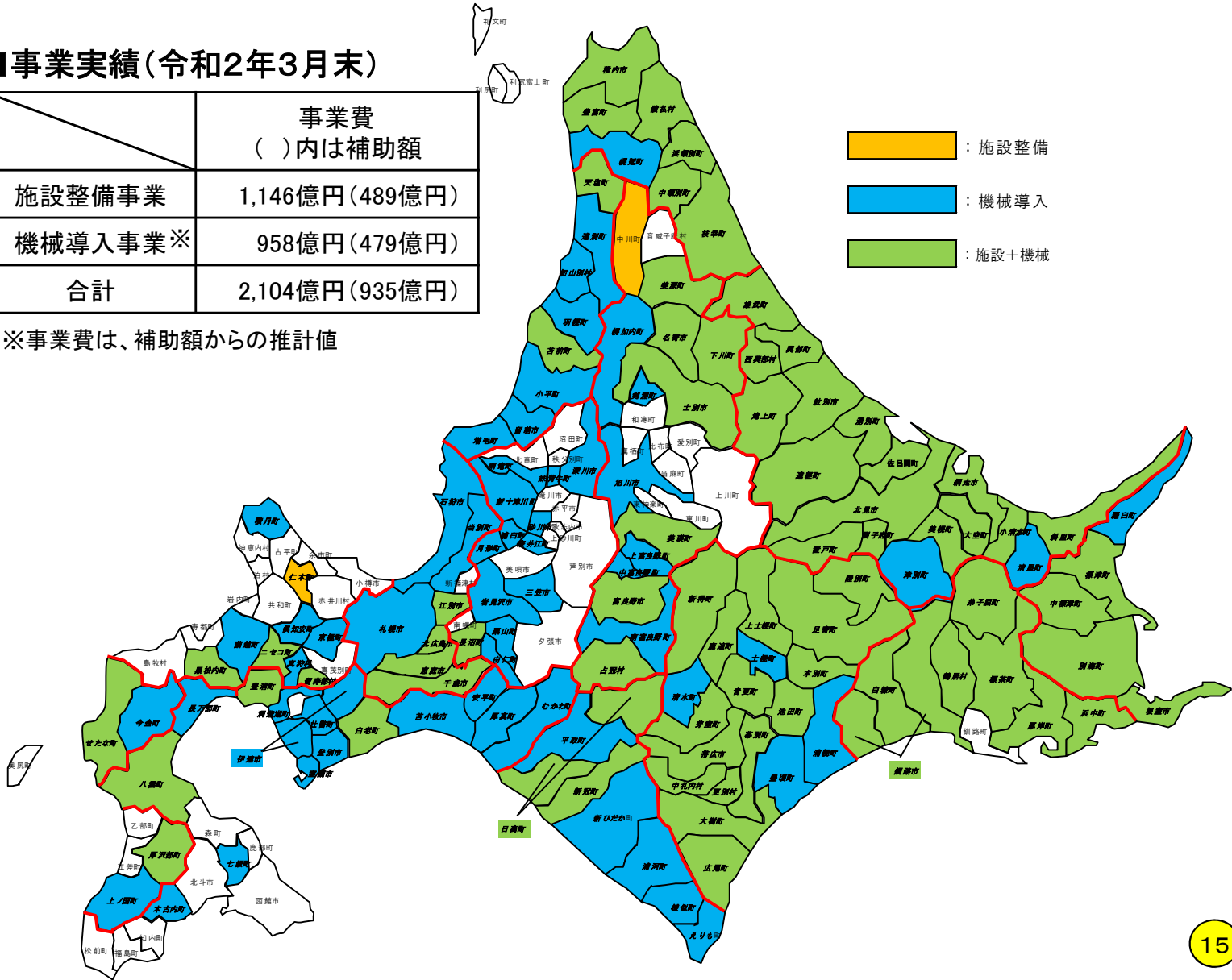
■取組件数(令和2年3月末)

協議会数	施設	機械	
全道広域	3	48	2
空知	4	1	103
石狩	2	6	253
後志	3	4	170
胆振	4	2	521
日高	6	5	334
渡島	4	1	167
檜山	6	2	25
上川	7	12	269
留萌	6	7	394
宗谷	7	16	805
オホーツク	20	60	1,813
十勝	23	24	2,476
釧路	8	28	2,085
根室	6	85	2,418
合計	109	301	11,835

■事業実績(令和2年3月末)

	事業費 ()内は補助額
施設整備事業	1,146億円(489億円)
機械導入事業※	958億円(479億円)
合計	2,104億円(935億円)

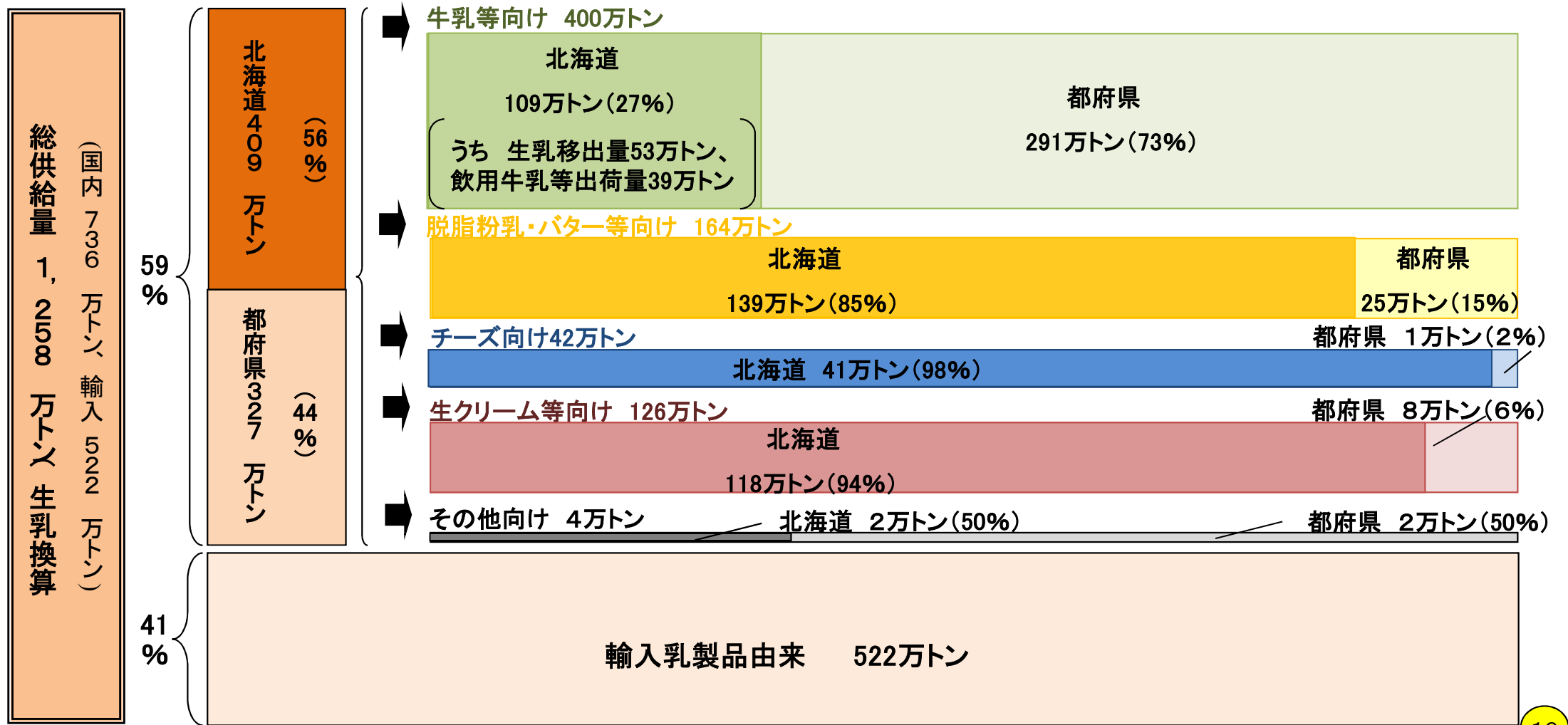
※事業費は、補助額からの推計値



15 牛乳・乳製品の需給構造

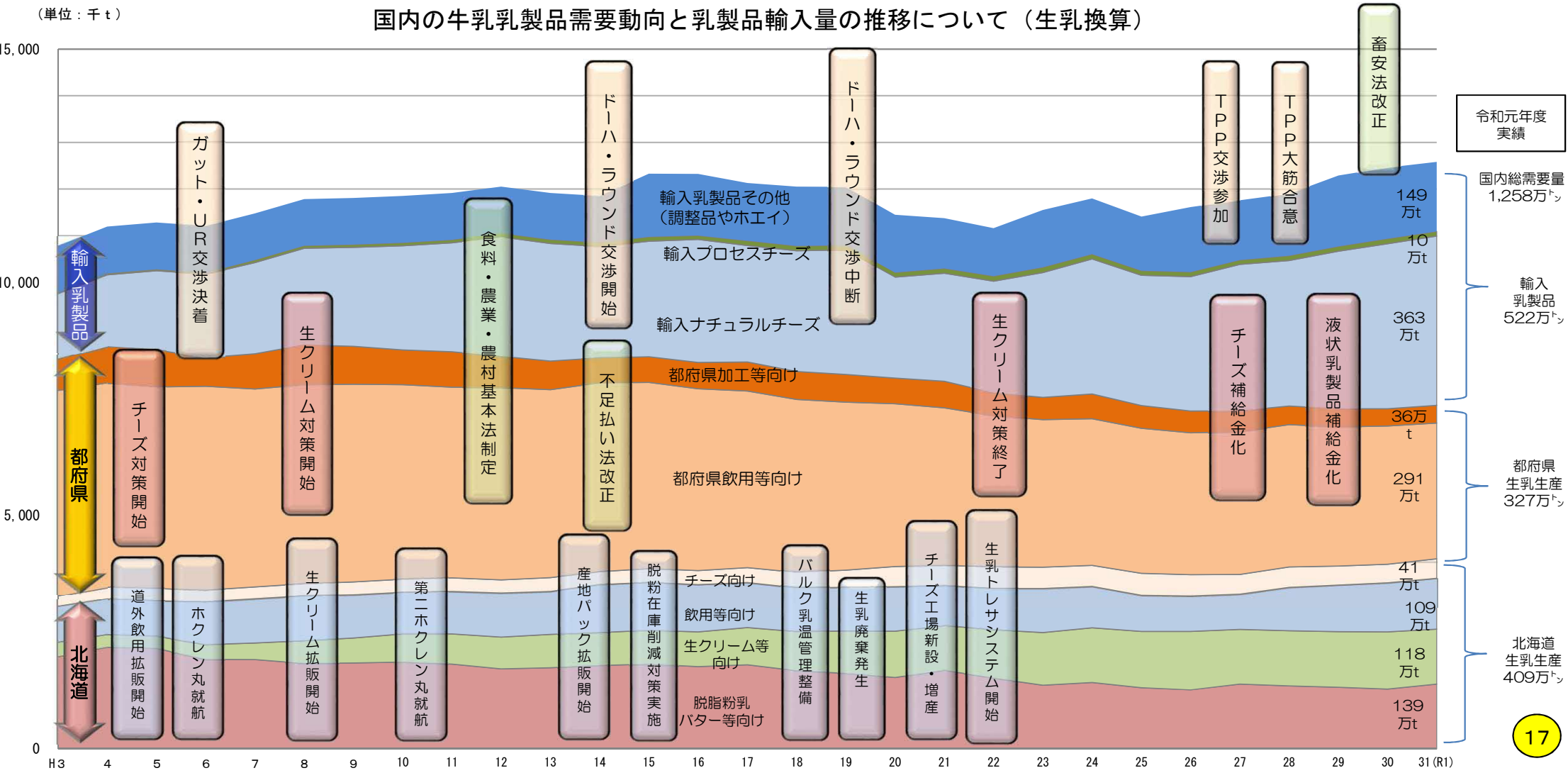
- 我が国の牛乳乳製品の総供給量は、生乳換算で1,258万トン。うち国産736万トン、輸入522万トン。
- 北海道は、国内生産量の5割以上を生産。道内生産量の約3割は飲用牛乳等向け(このうち約8割は都府県へ移出)、約7割は脱脂粉乳・バター向けなど乳製品向け。

【牛乳・乳製品の需給構造(令和元年度)】



16 生乳等の需給の推移

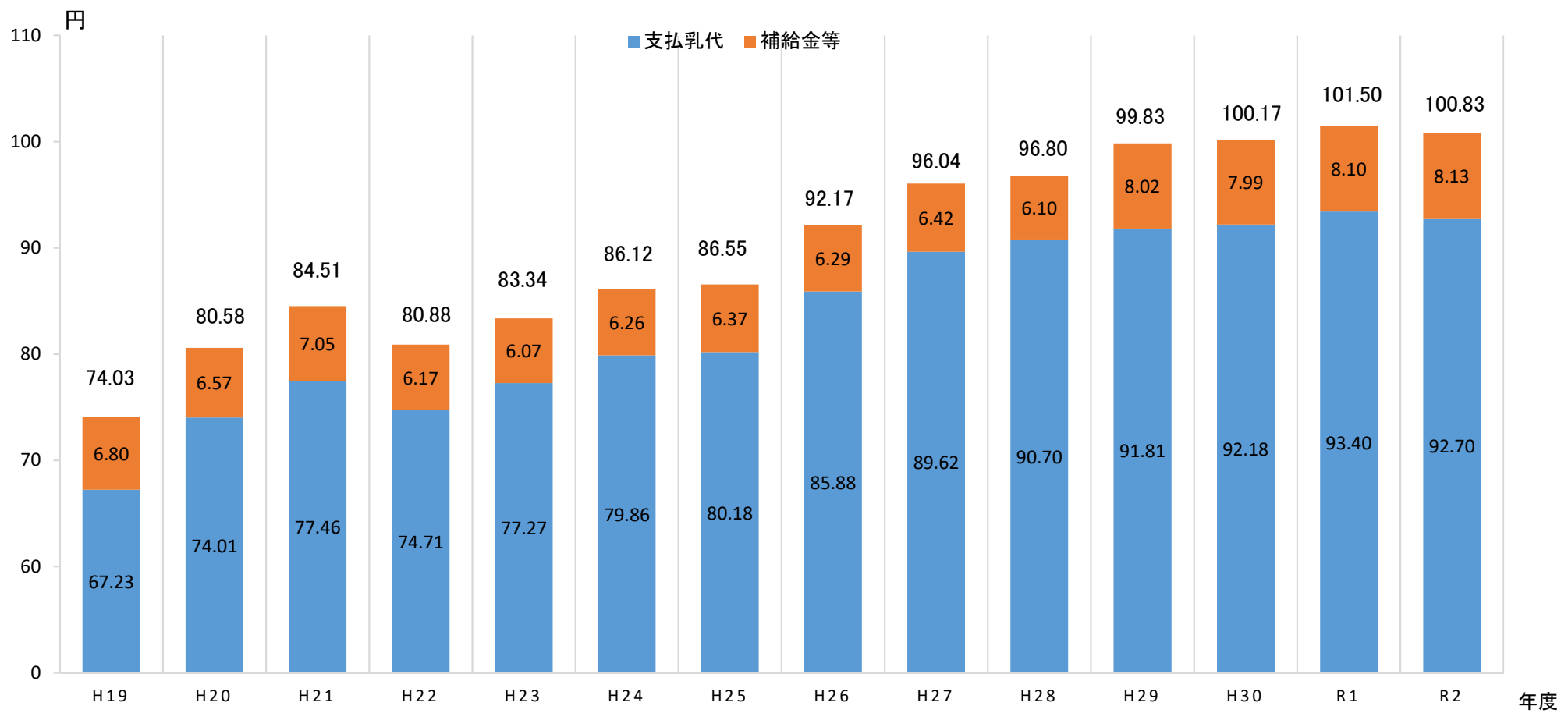
- 国内総需要量は、1,258万トン(対前年101%)と近年増加傾向で推移。
- 令和元年度の全国の生乳生産量736万トンのうち、約5割が飲用牛乳等に仕向けられるため、その消費動向が全体需給に大きく影響。
- 北海道の生乳生産量409万トンのうち、乳製品向けが約7割近くを占めている。
- チーズを中心とする輸入乳製品の割合は、近年増加傾向にあり、令和元年度では生乳換算522万トン。



17 乳価の推移

○ ホクレンは令和2年度の取引価格について、全用途据え置きで決定。
 ○ 取引価格と生産者補給金等を合わせた令和2年度のプール乳価は、生乳の一般競争入札中止等の影響により100.83円/kgと下落する見込み。
 ※ プール乳価とは、販売乳代(用途別販売乳代の合計)を平均した単価のこと。

【プール乳価の推移(ホクレン)】



資料:ホクレン調べ

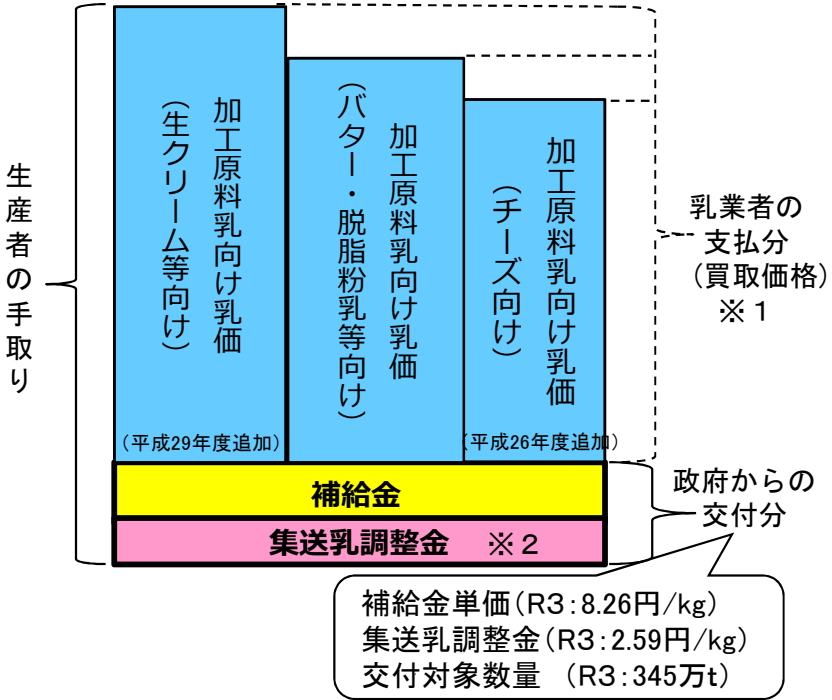
注1:平成25年度までは消費税相当額は5%、平成26年度以降は8%。令和元年度10月から消費税10%(乳代は軽減税率適用対象)。

注2:令和2年度は現状での試算。

18 酪農の経営安定対策

- 加工原料乳生産者補給金制度(令和3年度(2021年度)予算:374億8,100万円)
- 平成30年4月、畜産物の需給の安定等を通じた畜産経営の安定等を図ることを目的に、暫定措置法を廃止し恒久法として畜安法を改正、指定団体に出荷している酪農家以外の酪農家にも生産者補給金を交付。
- 1又は2以上の都道府県の区域内について、あまねく集乳を行うことが確実と認められる事業者を指定し、集送乳が確実に行えるよう指定事業者に対して集送乳調整金を交付。
- 令和3年度の交付対象数量345万トン、補給金単価8.26円/kg、集送乳調整金2.59円/kgに設定。
- 加工原料乳生産者経営安定対策事業
- 加工原料乳の取引価格が補填基準価格(過去3年間の取引価格の平均)を下回った場合に、生産者に補填金(低落分の8割)を交付する事業。

■加工原料乳生産者補給金制度



区分	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度予算	令和3年度予算
加工原料乳生産者補給金(百万円)	33,458	33,563	34,986	37,481	37,481
補給金単価(円/kg)	10.56	8.23	8.31	8.31	8.26
集送乳調整金(円/kg)	—	2.43	2.49	2.54	2.59
交付対象数量(万t)	350	340	340	345	345
認定数量(北海道)(万t)	288	288	297	—	—

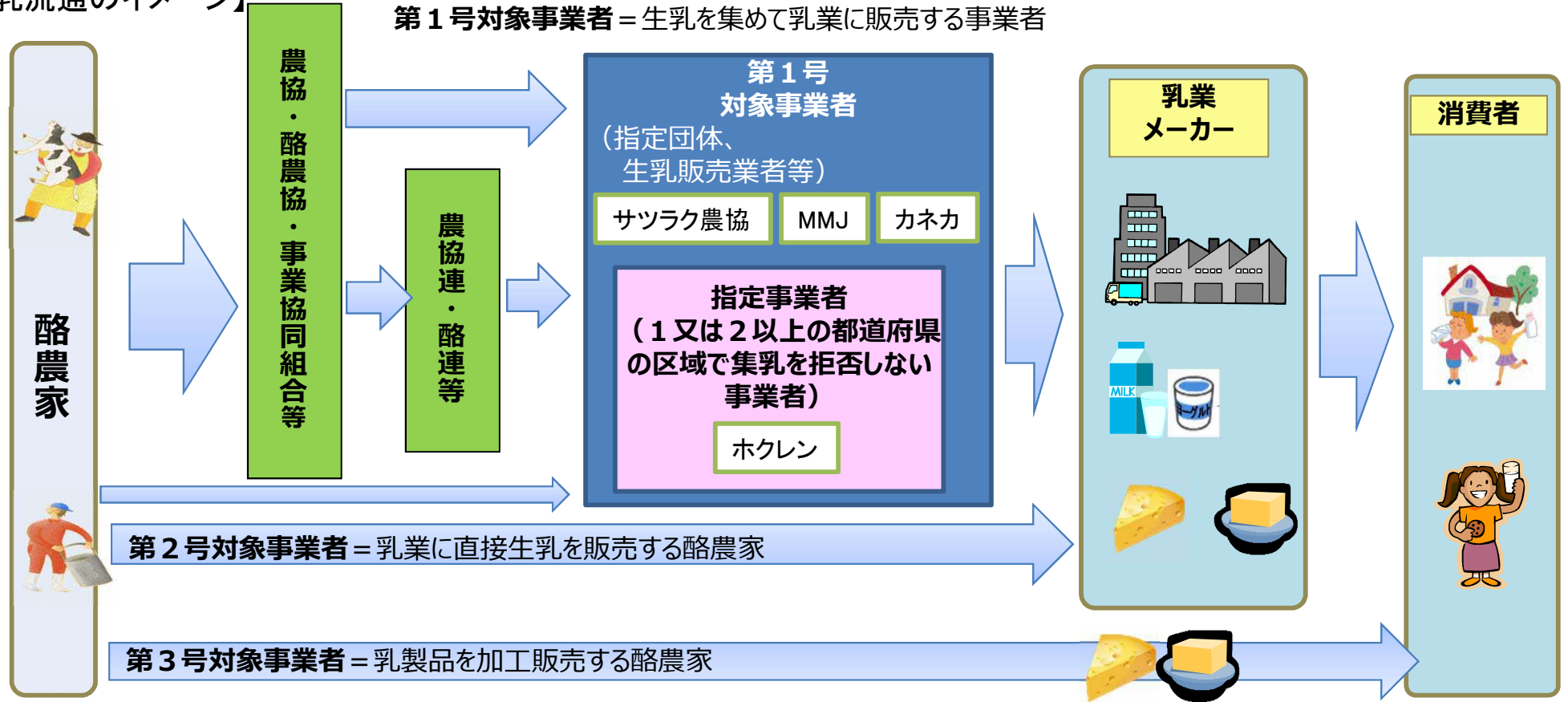
※1 平成31年4月以降のホクレン用途別原料乳価格
 ・バター・脱脂粉乳等向け:75.46円/kg
 ・チーズ向け:73.00円/kg
 ・生クリーム等向け:80.65円/kg(平均)

※2 H30.4から補給金と分離して、別々に算定

19 改正畜産経営安定法における生乳流通

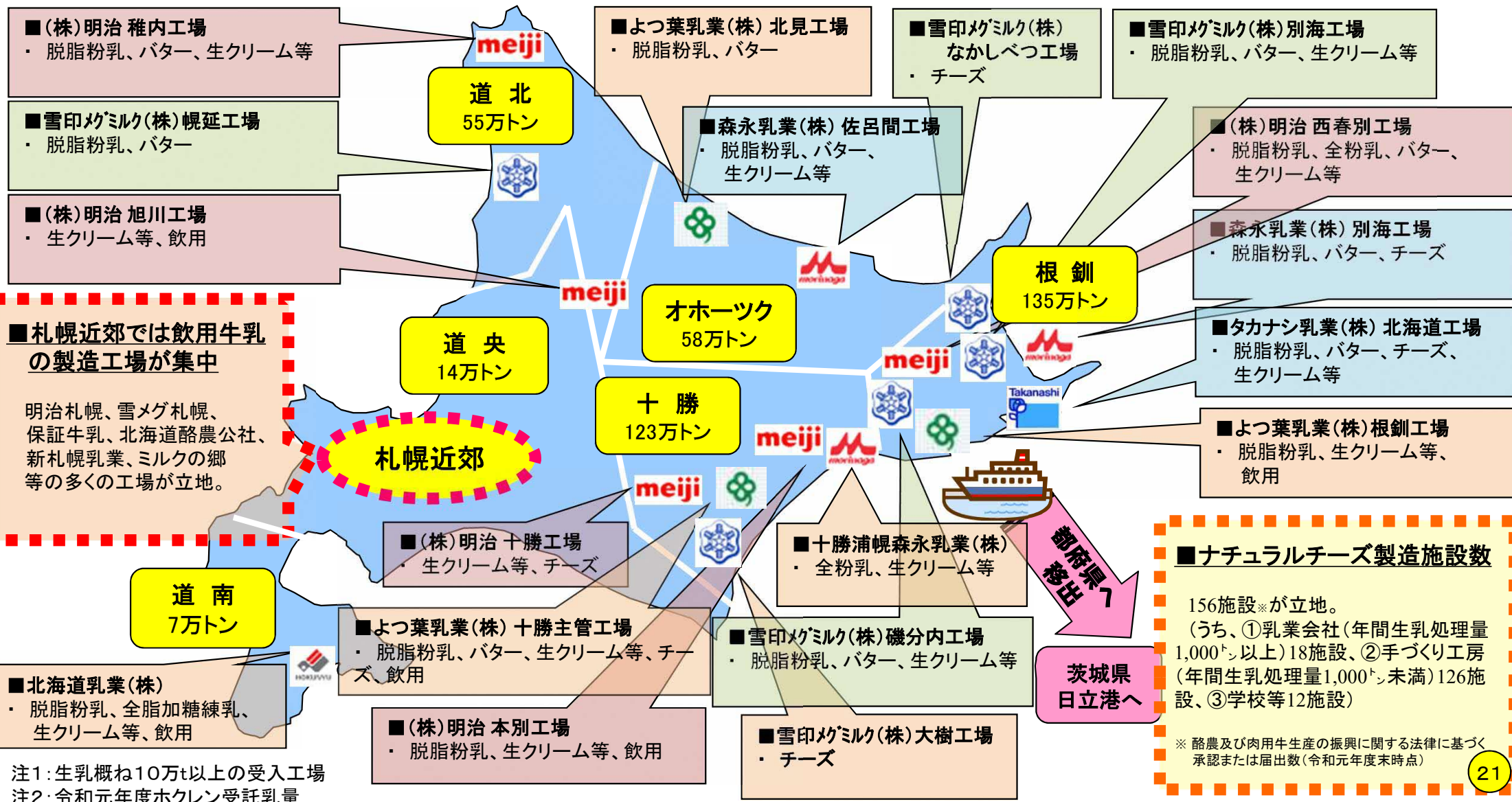
- 畜産物の需給の安定などを通じた畜産経営の安定等を図ることを目的に、加工原料乳生産者補給金制度が規定されていた暫定措置法を廃止し、畜産経営の安定に関する法律を改正して、恒久的な制度として新たに位置付け。
- 対象事業者(第1号～第3号対象事業者)は、年間販売計画を提出し、基準を満たしていると認められれば、加工に仕向けた量に応じて生産者補給金等が交付。
- 令和2年度は、道内で延べ55事業者に対し、316万トンの生産者補給金交付対象数量を配分。
- 条件不利地域における集送乳が、今後も安定的かつ確実に行われるよう、集乳を拒まない対象事業者を指定し、集送乳調整金を交付。北海道は、ホクレン農業協同組合連合会を指定事業者として指定。

【生乳流通のイメージ】



20 道内の乳業工場

- 道内には、数多くの乳業工場(大手4社:20工場、その他:268工場 ※令和元年度末時点)が立地。
- 道東・道北の酪農主産地には、バターや脱脂粉乳、チーズや生クリーム等の乳製品を製造する大規模工場が立地しており、札幌や旭川、函館、帯広等の都市近郊には飲用牛乳を製造する工場が立地。
- ほくれん丸等による生乳の道外移出も行われており、令和元年度は約46万トン进行移出。



注1:生乳概ね10万t以上の受入工場
注2:令和元年度ほくれん受託乳量

21 生乳の道外移出量及び産地パックの推移

- 生乳生産量は、都府県では一貫して減少し続けており、特に飲用向けの需要期である夏季～秋季を中心に、都府県での生乳不足が常態化している。
- こうした都府県の飲用向け需要を補うため、北海道から都府県への生乳や産地パックでの移出が増加し、平成30年次(2018年次)には、生乳・産地パックの合計で約90万トンが移出されている。

